

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
2024年4月23日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 東京都中央区銀座8丁目21番1号 汐留浜離宮ビル21階	
氏名 パナソニック建設エンジニアリング株式会社	
代表取締役社長 南畑 亮	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 03-6632-0920	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	パナソニック建設エンジニアリング株式会社 近畿支店
事業場の所在地	大阪市中央区城見1-3-7 IMPビル24階
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	222億円(2023年度売上)
③従業員数	315名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・がれき類⇒再生処理業者に委託して、破砕機等で破砕し、再生砕石や再生アスコンなどに加工し再資源化する。 ・木くず⇒再生処理業者に委託し、チップ化し、燃料や紙の原料などに加工し再資源化する。 ・廃プラスチック⇒破砕し、プラスチックの原料にしたり、紙くずと混合し熱溶解・成型処理によりRPF（固形燃料）に加工し再資源化する。 ・廃石膏ボード⇒選別、破砕により紙と石膏に分け、紙の原料、地盤改良材の原料などに加工し再資源化する。 ・混合廃棄物⇒選別により、再資源化を行う。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
環境推進統括者 環境推進責任者 環境推進事務局 東日本地区 品川事業場 事業場環境推進責任者 事業場環境推進担当者 廃棄物管理担当者 事業場環境推進事務局 群馬事業所 廃棄物担当 名古屋事業所 廃棄物担当 近畿中部地区 京橋事業場 事業場環境推進責任者 事業場環境推進担当者 廃棄物管理担当者 事業場環境推進事務局 草津事業所 廃棄物担当 岡山事業所 廃棄物担当 西日本地区 福岡事業場 事業場環境推進責任者 事業場環境推進担当者 廃棄物管理担当者 事業場環境推進事務局 広島事業所 廃棄物担当 鹿児島事業所 廃棄物担当			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表の通り	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 産業廃棄物を可能な限り分別し、混合廃棄物の発生を抑制する。 ・ 解体工法等により発生量の削減		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 現状の取り組みを継続する。 ・ 優良業者への委託を進める。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分類表に基づき、その他の廃棄物が混入しない様に分別し、保管している。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取り組みを継続する。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	自ら中間処理により 減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表の通り	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・出来るだけ優良業者を選定する。 ・年1度の産廃処理施設の現地確認。 ・電子マニフェスト使用業者の選定		

(第5面)

	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	別紙集計表の通り	
		全 処 理 委 託 量	t	t
		優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
		(今後実施する予定の取組) 現状を継続する		
	※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

前 年 度 【2023年度】 実 績

産業廃棄物の種類		計 画 の 実 施 状 況																	
		①排出量 (t)	②自ら直接 再生利用した量 (t)	③自ら直接埋立 処分又は海洋投 入処分した量(t)	④自ら中間処理した量 (t)	⑤ ④のうち 熱回収を行った量 (t)	⑥自ら中間処理 した後の残さ量 (t)	⑦自ら中間処理 により減量した量 (t)	⑧自ら中間処理 した後再生利用 した量 (t)	⑨自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は海 洋投入処分した量(t)	⑩直接及び自ら 自己処理した後の 処理委託量 (t)	(⑪＝ ①-②-③-④+⑥-⑧-⑨ ＝⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)						⑰+⑱ 自ら再生利用 を行った量(t)	⑲+⑳ 自ら埋立処分又は海洋 投入処分を行った量(t)
												委 託 先 に よ る 区 分							
コード	名 称											⑫再生利用業者への 処理委託量(t)	⑬熱回収認定業者 への処理委託量(t)	⑭熱回収認定業者以外の 熱回収業者への処理委託量(t)	⑮その他の中間処理 委託量(t)	⑯埋立処分委託量(t)	⑰優良認定処理業者へ の処理委託量(t)		
コード 参照	産業廃棄物の種類	発生した産業廃棄物の 種類ごとの量	①の量のうち、中間 処理をせず直接自ら 再生利用した量	①の量のうち、中間 処理をせず自ら埋立 処分又は海洋投入 処分した量	①の量のうち、自ら 中間処理した産業 廃棄物の当該中間 処理前の量	④の量のうち熱回収 を行った量	自ら中間処理を行っ た後の量	④の量から⑥の量を 差し引いた量	⑥の量のうち、自ら 利用し、又は他人に 売却した量	⑥の量のうち、自ら 埋立処分及び海洋 投入処分した量	中間処理及び最終処 分を委託した量	⑩の量のうち、処理業 者への再生利用委託 量(⑬、⑭除く)	⑩の量のうち、認定熱 回収施設設置者であ る処理業者への焼却 処理委託量	⑩の量のうち、認定熱回収施設設 置者以外の熱回収を行っている 処理業者への焼却処理委託量	⑩の量のうち、委託 して破砕等の中間処 理した量(⑫～⑭を 除く)	⑩の量のうち、直接 委託して埋立て最終 処分した量	⑩の量のうち、優良 認定処理業者への委 託処理量	②の量と⑧の量を合 計したもの(自動計 算)	③の量と⑨の量を合 計したもの(自動計 算)
1	がれき類	3,528										3,528					3	0	0
2	混合廃棄物	29										29					9	0	0
3	蛍光灯	0.28										1					1	0	0
4	石膏ボード	10										10					10	0	0
5	廃プラスチック類	6										6					0	0	0
6	木くず	11										11					0	0	0
7																		0	0
8																		0	0
9																		0	0
10																		0	0
11																		0	0
12																		0	0
13																		0	0
14																		0	0
15																		0	0
16																		0	0
17																		0	0
18																		0	0
19																		0	0
20																		0	0
合計		3,583.05	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,583	0	0	0	0	23	0	0

(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。

今年度【2024年度】目標

産業廃棄物の種類		計 画 の 実 施 状 況																	
		①排出量 (t)	②自ら直接 再生利用した量 (t)	③自ら直接埋立 処分又は海洋投入 処分した量(t)	④自ら中間処理した 量 (t)	⑤ ④のうち 熱回収を行った量 (t)	⑥自ら中間処理 した後の残さ量 (t)	⑦自ら中間処理 により減量した量 (t)	⑧自ら中間処理 した後再生利用 した量 (t)	⑨自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は海 洋投入処分した量(t)	⑩直接及び自ら 自己処理した後の 処理委託量 (t)	(⑪＝ ①-②-③-④+⑥-⑧-⑨ ＝⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)					②+⑧ 自ら再生利用 を行った量(t)	③+⑨ 自ら埋立処分又は海 洋投入処分を行った量(t)	
												委 託 先 に よ る 区 分							
コード	名 称											⑫再生利用業者への 処理委託量(t)	⑬熱回収認定業者 への処理委託量(t)	⑭熱回収認定業者以外の 熱回収業者への処理委託量(t)	⑮その他の中間処理 委託量(t)	⑯埋立処分委託量(t)	⑪優良認定処理業者 への処理委託量(t)		
コード 参照	産業廃棄物の種類	発生した産業廃棄物 の種類ごとの量	①の量のうち、中間 処理をせず直接自ら 再生利用した量	①の量のうち、中間 処理をせず自ら埋立 処分又は海洋投入 処分した量	①の量のうち、自ら 中間処理した産業 廃棄物の当該中間 処理前の量	④の量のうち熱回収 を行った量	自ら中間処理を行っ た後の量	④の量から⑥の量 を差し引いた量	⑥の量のうち、自ら 利用し、又は他人に 売却した量	⑥の量のうち、自ら 埋立処分及び海洋 投入処分した量	中間処理及び最終処 分を委託した量	⑪の量のうち、処理業者 への再生利用委託量 (⑬、⑭除く)	⑪の量のうち、認定熱回収 施設設置者である処理業者へ の焼却処理委託量	⑪の量のうち、認定熱回収施設設置者以 外の熱回収を行っている処理業者への焼 却処理委託量	⑪の量のうち、委託 して破砕等の中間 処理した量(⑫～⑭ を除く)	⑪の量のうち、直接 委託して埋立て最 終処分した量	⑪の量のうち、優良 認定処理業者への 委託処理量	②の量と⑧の量を 合計したもの(自動 計算)	③の量と③の量を 合計したもの(自動 計算)
1	がれき類	3,000										3,000					20	0	0
2	混合廃棄物	20										20					10	0	0
3	蛍光灯	0.1										0.1					0.1	0	0
4	石膏ボード	5										5					5	0	0
5	廃プラスチック類	5										5					3	0	0
6	木くず	7										7					3	0	0
7																		0	0
8																		0	0
9																		0	0
10																		0	0
11																		0	0
12																		0	0
13																		0	0
14																		0	0
15																		0	0
16																		0	0
17																		0	0
18																		0	0
19																		0	0
20																		0	0
合計		3,037.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,037.1	0	0	0	0	41	0	0

(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。